

(別紙)

諮問番号：平成28年度諮問第4号

答申番号：平成28年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は、次のとおり原処分（自動車税の賦課処分）の違法、不当を主張しているものと解される。

ア 重加算税の趣旨・目的に照らし、制度（自動車税の重課）に不服である。

- ・ 年間4,000km 走行も、10万 km 走行も同じというのは、納得できない。
- ・ 環境汚染は、燃料の使用量に応じて影響があるのだから、燃料に課税すべきである。

イ 自動車重量税と自動車税で年間9,900円の負担増であり、その割合は、処分庁の弁明書には年15%と回答があったが、実情は年28.7%であり、年10%が妥当である。

(2) 処分庁の主張の要旨

ア 自動車税は、グリーン化特例により、自動車の排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車については軽課する一方、一定の年数を経過した環境負荷の大きい自動車については重課することとされている。

イ 本件自動車は、平成14年1月に新車新規登録を受けており、この場合の自動車税の税率については、前記アのグリーン化特例の重課により、年額3万9,600円（本来の税率に対し概ね100分の15の加算）とされている。

ウ したがって、原処分は、法令の規定に基づき適正に行ったものであることから、請求人の主張は理由がない。

第3 審理員意見書の要旨

(1) 原処分は、地方税法及び北海道税条例の定めるところにより、自動車の種別、総排気量等の区分に基づき適用税率を判定し、適正に行われた処分であるから、違法、不当な点は認められない。

(2) 請求人は、自動車税の重課に係る制度に不服であるとするが、同制度は、同法の定める枠内で、議会の議決（同条例）によって定められたものであるから、違法、不当とされる余地はなく、また、処分庁が同法及び同条例の定めるところに従い賦課徴収を行っている以上は、当該賦課徴収に係る原処分について、違法又は不当とされる余地も生じない。

なお、自動車税のほか、自動車重量税も負担増になっており、それらの負担減が必要であるなどの請求人のその余の主張については、いずれも請求人独自の見解に基づくものであって、採用することはできない。

(3) 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成28年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月25日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

租税法の定立については、立法府の政策的、技術的な判断に委ねられており、明白に違憲であるなどその効力を否定すべき特段の事情がない限り、行政庁は法律の定めるところにより税額を賦課徴収しなければならない。

そこで本件についてみると、自動車税に係る制度は、地方税法の枠内で北海道税条例により定められているが、これらの規定の効力を否定すべき特段の事情はなく、処分庁は、同法及び同条例の定めるところに従い税額の賦課徴収を行っていることが認められ、原処分を取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

したがって、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美